

## ◆◆ 家族扶養申請について ◆◆

- \* 採用にあたり、家族の扶養申請（扶養手当の申請をする、健康保険の被保険者とする）をされる場合には、採用日以降 15 日以内\*に、電子申請（配属後に手続きするもの）および申請書類の提出が必要です。
- \* 申請書類の中には、公的機関（市区町村）で発行されたもの（例：住民票等）があります。  
申請をされる予定の方については、採用日までにあらかじめご用意いただくことをお勧めします（直近 3 ヶ月以内に発行されたもの）。  
電子申請および申請書類の提出を持って確認を行い、認定の可否を決定しますので、お手続きが遅れますと共済組合員証（健康保険証）の発行が遅れます）。  
※ 申請内容確認の結果、扶養認定対象外と認定される場合があります。
- \* 申請内容によっては、扶養しようとする家族の就労先等に証明書の作成を依頼していただく場合があります（採用後に、申請必要書類と共にご案内をします）。

## 【 扶養の認定基準（扶養手当・共済扶養） 】 … 収入限度額等を確認してください

	扶養手当	共済扶養（健康保険）	
扶養親族の範囲	配偶者 子・孫・弟妹 〔 22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで 〕 実父母・祖父母（60 歳以上） 身体または精神に著しく障害がある者	民法による 6 親等内血族および 3 親等内の姻族（職員と同一世帯に属する者） ※ 実の父母・祖父母・子・孫・弟妹は、必ずしも同居を要しない ただし、別居の場合は、別世帯の全収入額の 1/2 以上の送金が必要（収入に送金額は含まない）	
父母の年齢基準	60 歳以上 身体または精神に著しく障害がある場合は 60 歳未満でも可	扶養の実態があり収入限度額以下であれば年齢制限はない	
収入限度額（年間）	130 万円未満 日額： 3,612 円未満 月額： 108,334 円未満	60 歳未満	130 万円未満 （扶養手当と同額）
		60 歳以上 （収入が年金以外の場合）	
		60 歳以上 （収入が年金のみ又は年金+年金以外の場合）	180 万円未満
収入を判定する期間	認定を受けようとする日から向こう 1 年間		
対象外となる場合	申請者以外の者が会社等から扶養手当等（扶養手当に該当するような手当）を受け取っている場合		
	75 歳以上（「後期高齢者医療制度」対象者）		

## 【 公的機関発行の申請書類について 】

… 直近 3 ヶ月以内（2023 年 1 月 1 日以降）に証明された「原本」が必要です！

- ① 住民票 … 世帯全員の続柄記載で個人番号（マイナンバー）省略のもの
- ② 戸籍謄本 … 兄弟姉妹等、扶養義務者<sup>(注)</sup>全員がわかるもの  
(全部事項証明) ※ 「① 住民票」で扶養義務者全員が確認できる場合は不要。  
※ 過去に離別や死別などの経緯がある場合や、扶養義務者が除籍されている場合は「改製原戸籍」が必要

(注) 配偶者や父・母・就労している子や兄弟等のこと

被扶養者	主な扶養義務者
配偶者	職員
子	職員・職員の配偶者
弟妹	職員の父母・職員・職員の兄弟姉妹
孫	孫の父母・孫の祖父母 職員・職員の配偶者
60 歳以上の父母	父母相互・職員・職員の兄弟姉妹
60 歳以上の祖父母	祖父母相互・父母・父母の兄弟姉妹・ 職員・職員の兄弟姉妹

- ③ 所得証明書 … 直近の所得証明書（所得が 0 円の場合は、0 円であることを証明するために必要）  
※ 非課税証明書は所得が 0 円かどうかわからないので不可  
※ 学生であっても、アルバイト等で収入がある場合は必要  
※ 自営業の場合は、直近の確定申告書の写しが必要
- ④ 個人番号（マイナンバー）の（通知）カード等の写し  
… （通知）カード等がお手元にない場合は、上記①とは別に個人番号（マイナンバー）の記載された住民票を入手してください（①と④を併用することはできません）

## 【 その他公的機関発行の申請書類について 】

配偶者や子等を退職により扶養することとなった場合や、年金のみ収入の父母や祖父母等を扶養する場合等は、上記以外にも下記の書類が必要となることがあります。

- ① 離職票 1・2（原本）  
→ 退職を理由に扶養申請する場合
- ② 年金証書、年金振込通知書、改定通知書等（写）  
→ 年金収入のある父母・祖父母を扶養申請する場合
- ③ （配偶者の）年金手帳（写）  
→ 配偶者を扶養申請する場合
- ④ 現在加入の健康保険証（写）  
→ 申請時点で、他の健康保険に加入している場合  
※ 令和 4 年 3 月 31 日まで他の事業所で就労しており、退職と同時に健康保険の資格を喪失した場合は、資格喪失証明書を手出し提出してください

【 扶養要件チェックシート 】

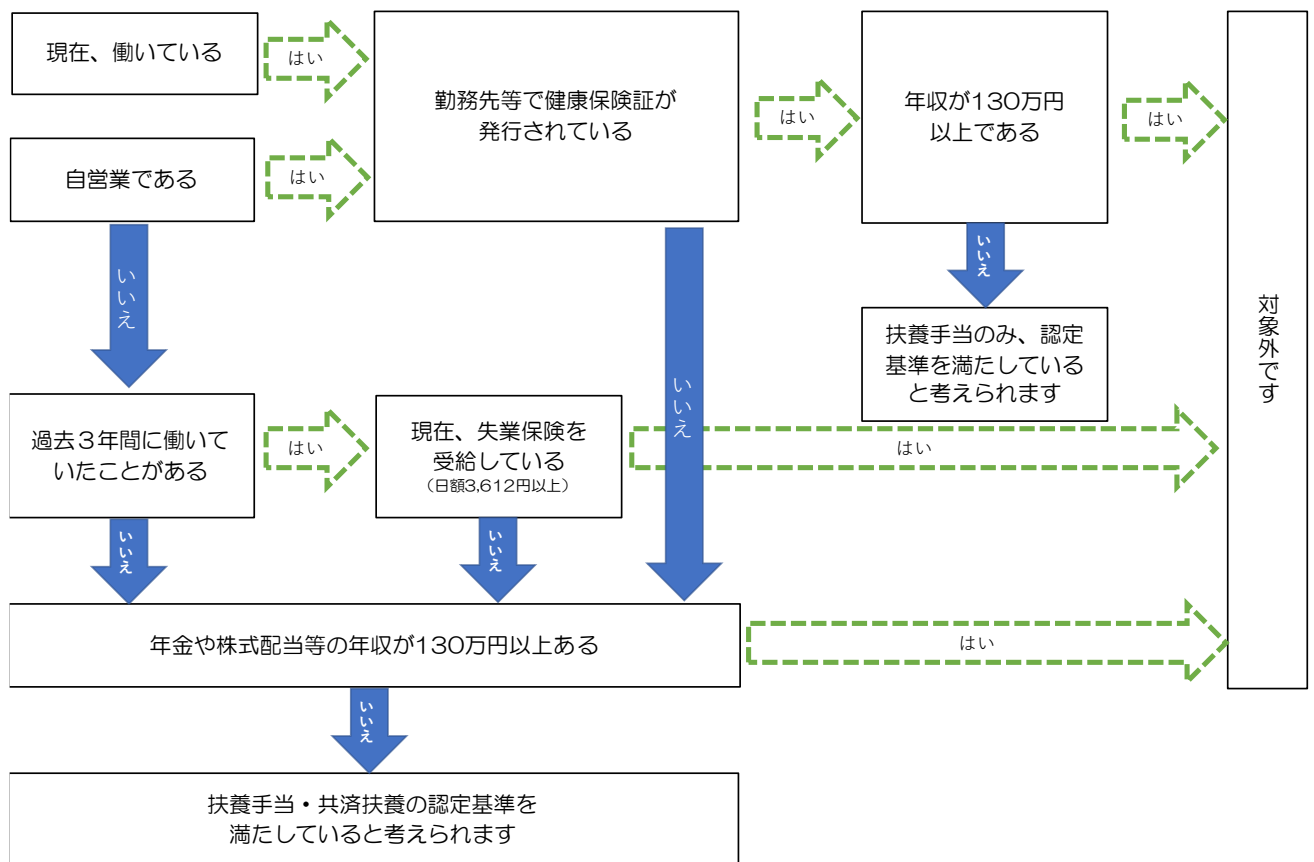
扶養要件を満たしているかどうかをチェックするものです。

扶養可否については、申請書類の内容を確認し決定されますので、該当するからといって必ずしも要件を満たしている、というものではありません。

チェック結果に基づき、公的書類等の準備にご活用ください。

チェックシート以外の事例については、人事グループまでお問い合わせください。

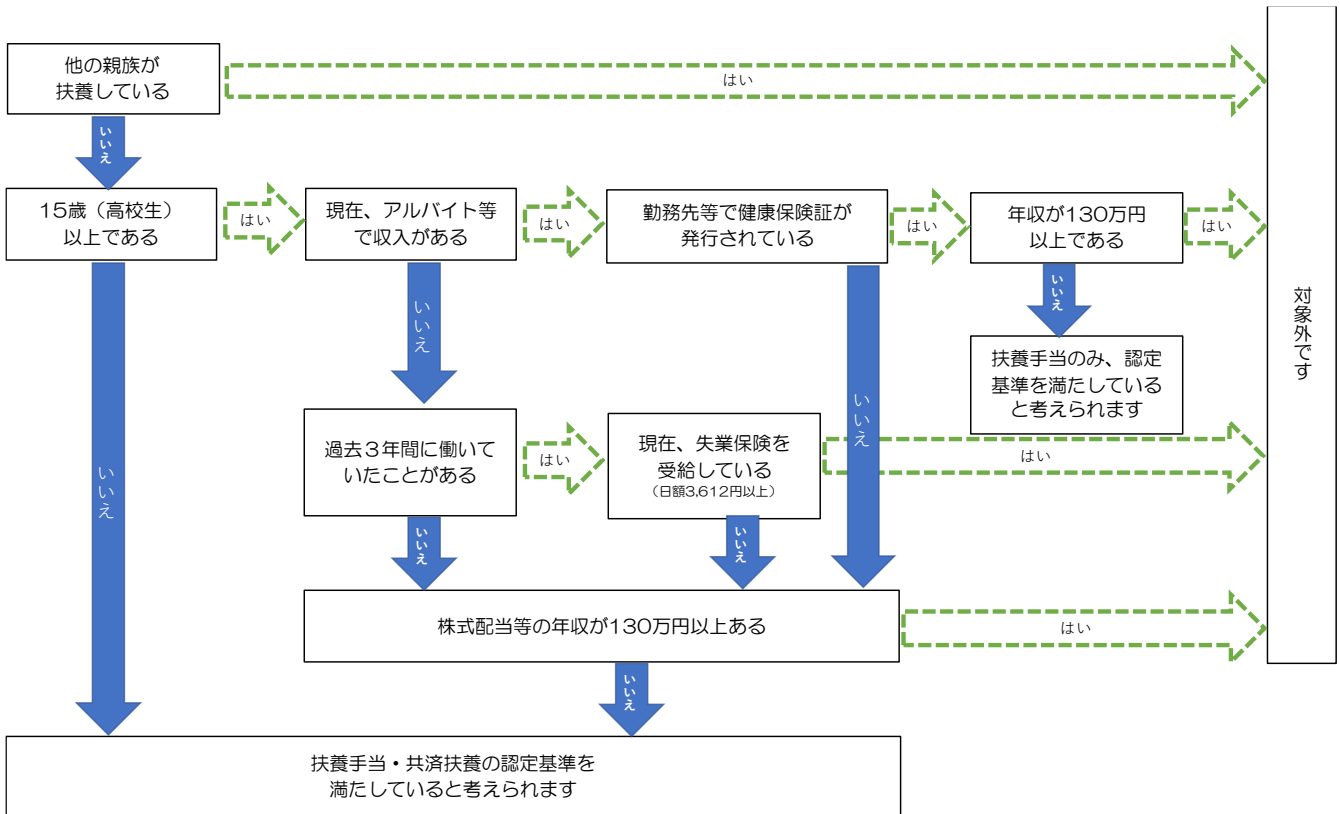
【1】 配偶者の場合



【あらかじめご用意いただくもの】

- ①世帯全員の住民票（マイナンバーなし、続柄あり）
- ②配偶者の直近の所得証明書
- ③配偶者の年金手帳の写し
- ④配偶者の離職票1・2の原本
- ⑤配偶者の収入を確認できるもの（収入がある場合のみ）

【2】子の場合



- 【あらかじめご用意いただくもの】
- ①世帯全員の住民票（マイナンバーなし、続柄あり）
  - ②（高校生以上の方）直近の所得証明書
  - ③（高校生以上の方）学生証の写し
  - ④（雇用保険の加入歴のある方）離職票1・2の原本